

2. 品種登録の要件等

(1) 保護対象植物

栽培される全植物（種子植物、した類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定されたきのこが保護対象となります。

政令で指定されているきのこ（平成16年～32種）

あらげきくらげ、うすひらたけ、えのきたけ、エリンギ、おおひらたけ、きくらげ、きぬがさたけ、くりたけ、くろあわびたけ、こむらさきしめじ、しいたけ、しろたもぎたけ、たまちよれいたけ、たもぎたけ、つくりたけ、とんびまいたけ、なめこ、におうしめじ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、はなびらたけ、ひめまつたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まいたけ、まんねんたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やなぎまつたけ、やまぶしたけ

(2) 品種登録の要件

新品種を育成された方（育成者及びその承継人）が品種登録の出願をすることができます。

また、品種登録を受けるためには、以下に記載した種苗法で定める「品種登録の要件」を満たす必要があります。

登録要件		内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（種子繁殖の場合、播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 外国での譲渡は、日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前になされていないこと。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※特性審査のことを Distinctness、Uniformity、Stability、の頭文字をとって、DUS 審査といいます。

